

平成 27 年度 都市税制改正に関する意見

平成 26 年 9 月
全 国 市 長 会

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた政策（アベノミクス）により、日本経済は力強さを取り戻しつつあるものの、現在の我が国は「人口急減・超高齢化」へと向かっており、地域の担い手や労働力人口が減少する等、地域社会を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっている。

このような中、都市自治体は、住民の最も身近なところで住民生活に直結した広範な行政サービスを提供しており、今後もそれらを持続的に実施していくためには、税源の偏在性が小さく、税収の安定した地方税体系を構築するなどにより、税財源を確保していくことが不可欠である。

しかしながら、市町村歳入決算額に占める地方税の割合は約 33%（平成 24 年度決算）にとどまっており、今後も増加していくことが見込まれている医療、介護、子育て等の社会保障サービスの充実や防災・減災対策、地球温暖化対策等、都市自治体に取り組まなくてはならない課題が山積していることを踏まえれば、都市自治体が担う事務と責任に見合った税財源を充実確保していかななくてはならない。

また、法人実効税率の見直し等国が地方税の減収を伴う制度改正を行う場合には、恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な税財源を確保する必要がある。

については、平成 27 年度の税制改正に当たって、都市自治体の意見を十分に踏まえ、基礎自治体を重視した真の分権型社会の実現のため、以下の事項について必要な措置を講じるよう要請する。

I 制度改正に関する意見

1 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2 消費税率の引上げ

消費税率（国・地方）の引上げについては、持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保する観点から、平成 27 年 10 月からの措置についても法の規定に基づき適切に対応すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう適切に対処すること。

3 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっている。したがって、その実効税率を引き下げの場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、都市自治体の歳入に影響を与えないこと。

4 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の意見の反映

消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

今回の法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

5 固定資産税の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(2) 平成 27 年度評価替え時において、土地評価額の上昇に対応するため平成 6 年度に拡充された課税標準の特例措置については、合理性等の観点から必要な見直しを図ること。商業地等の負担調整措置については、据置措置など、負担の公平性を図る観点から見直すこと。

- (3) 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- (4) 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。
- (5) 地方税法第 408 条の規定による固定資産の実地調査については、市町村の評価事務上の期間的な制約等を考慮し、当該調査を補完するため、土地及び家屋においては、その用途等に異動が生じた場合、その所有者に申告させることができる旨の規定を設けること。

6 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、その税収の 7 割が市町村に交付されている重要な財源であることから、消費税率（国・地方）10%段階における車体課税の見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の 4 割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

7 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

8 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9 都市税財源の充実強化

(1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実すること。
- ② 個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと。

(2) 法人住民税

- ① 法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等にかんがみ、法人住民税の都市自治体への配分を充実すること。
- ② 法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがなされていない現状及び制限税率の適用状況を踏まえ、税率を見直すこと。
- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が小さい税であり、地方にとって重要な財源であることから、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合 1 : 1 を堅持すること。

(4) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、引き続き制度の維持を図ること。

(5) 基地交付金・調整交付金及び国有資産等所在市町村交付金

① 基地交付金・調整交付金

基地交付金・調整交付金については、市町村の固有の税源である固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保すること。

② 国有資産等所在市町村交付金

ア 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有していることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

イ 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

(6) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に固定資産税等の非課税及び課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(7) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

事務配分の特例により、都道府県の事務・権限が大都市等に移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

(8) 課税・徴収体制等の改善

① 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

② ふるさと納税の申告手続の負担軽減

ふるさと納税に係る寄附金控除に関する申告手続については、寄附者の負担軽減を図るため、現行制度を見直すこと。

(9) 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

(10) 軽自動車税の引上げ

軽自動車税については、30年ぶりに標準税率の引上げが行われたところであり、軽四輪等については、与党税制改正大綱において軽課について検討をすることとされているが、その検討に当たっては、都市税源の確保に十分に留意すること。また、二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、既に条例改正を行い、準備を進めているところであり、改正地方税法の規定のとおり、平成27年度から確実に行うこと。

10 社会保障・税番号制度の円滑な導入に当たっての対応

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、都市自治体と十分な協議・調整を行い、都市自治体へ情報提供を行うとともに国民への周知徹底を図ること。

II 制度運用の改善に関する意見

1 国税連携ネットワークシステム等による情報の提供

市税の賦課決定に当たり、市が所得情報を効率的に捕捉できるよう、国税連携ネットワークシステム等により、必要な情報（生命保険契約・損害保険契約等に係る年金等、商業登記簿情報等、また、確定申告書様式の第二表の情報については数値データ化したもの）を電磁的方法により提供すること。

また、国税連携ネットワークシステムによる所得税の確定申告情報の提供については、年度末までに行うこと。

2 税務情報の仕様等の創設、変更に伴う都市自治体の意見の十分な反映等

国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。特に軽自動車に関する検査情報の提供システムの導入については、そのスキーム及び所要額が不明であることから、早急に関係機関と調整し、詳細を都市自治体に示すこと。

また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。